

平成 27 年度を目途とした一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定の基本的な方向性について

1 ごみ処理基本計画の位置付け

廃棄物処理法第 6 条の規定に基づく法定計画であり、平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間で計画期間とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と、そのアクションプランであり、毎年度策定する単年度計画「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で構成される。

これらは、市の上位計画である「新・市総合計画後期基本計画」や「市環境基本計画（第二次）」との整合を図りながら、循環型社会の形成を目指し、ごみの発生から最終処分に至るまでの発生・排出抑制と適正処理を進めるため、必要となる事項を定めている。

【計画策定の法的根拠】

◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

・廃棄物処理法により、市町村には一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定める義務が課せられており、計画に定めるべき事項として、(1) から (5) の 5 項目が規定されている。

◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第 1 条の 3 法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第 2 項各号に掲げる事項を定めるものとする。

・廃棄物処理法施行規則には、「一般廃棄物処理計画」として市町村が定めるべき計画が「基本計画」と「実施計画」である旨の規定があり、本市では、「基本計画」として「いわき市一般廃棄物処理基本計画」を「基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画」として、毎年度「いわき市一般廃棄物処理実施計画」を定めている。

【一般廃棄物の処理に係る市町村の責務に関する法的根拠】

◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

・廃棄物処理法では、ごみ（一般廃棄物）の排出者が市民であるか否かに関わらず、区域内のごみは、市町村が収集・運搬・処分することとされている。

2 現行計画の基本的な考え方

現行計画では、人口減少や温室効果ガスの排出抑制といった環境問題への対応等の来るべき時代を展望したうえで、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を目指すべき将来像に掲げ、2つの基本的な方向性、5つの主要な施策、各プロジェクト群により、その具現化を図ることとし、併せて5つの数値目標を設定している。

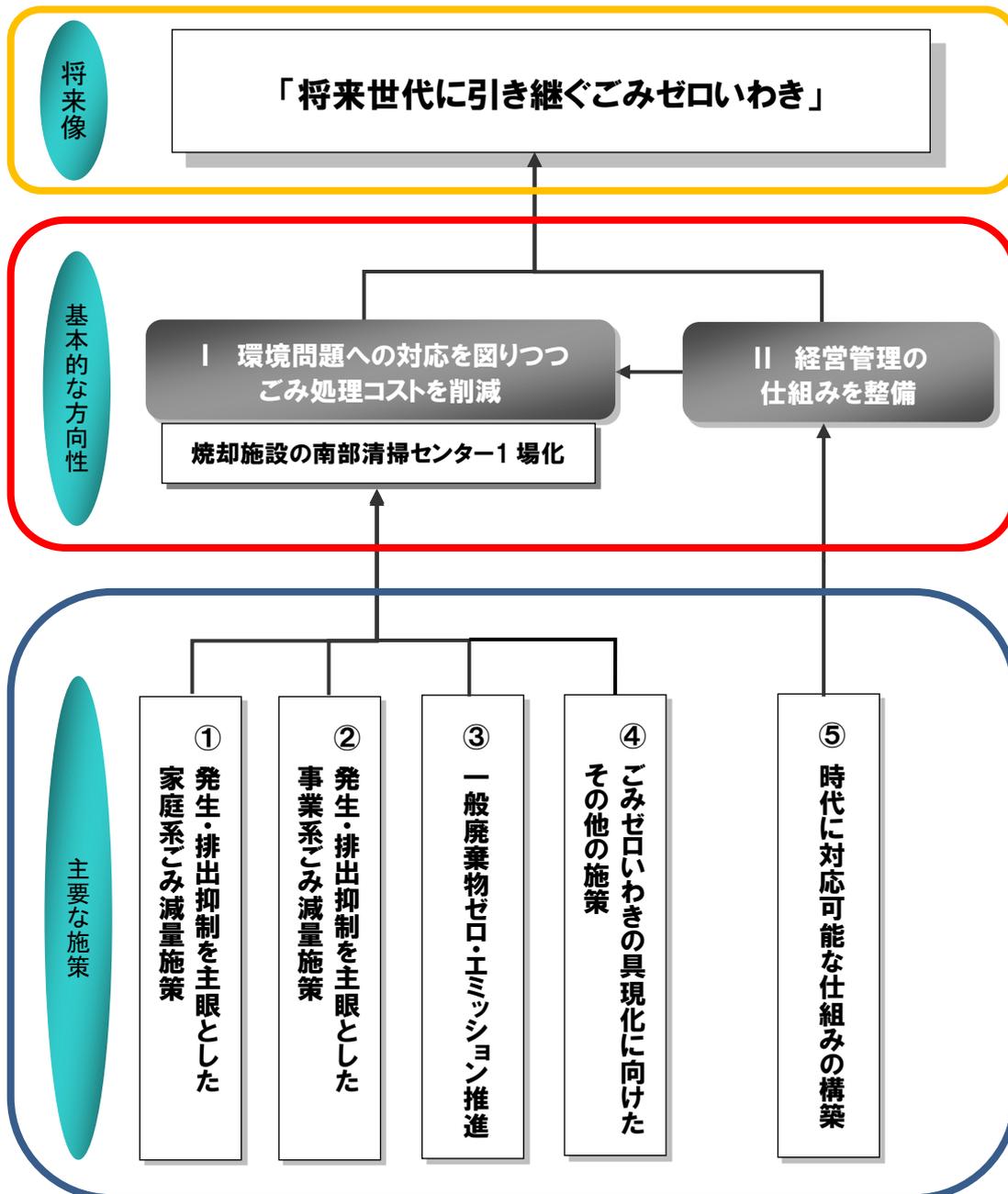
3 改定に係る基本的な方向性（案）

平成27年度を目途とした一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定（計画期間中の中間見直し）にあたっては、現行計画で掲げている、目指すべき将来像、2つの基本的な方向性、5つの主要な施策に沿って、

- ① 東日本大震災の大きな環境の変化（避難者受け入れ等）
- ② これまでの取り組みの成果
- ③ 計画策定後の市民ニーズ等の変化
- ④ 国や県の新たな取り組み

などを踏まえ、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の実現に向けた各プロジェクト（具体的な施策）の再構築を行うとともに、ごみの発生状況等を踏まえ、5つの数値目標の見直しを行う。

※施策体系等は次頁のとおり。



主要な施策に基づくプロジェクト

- ① 生ごみ発生・排出の抑制、新たな市民協働の仕組みづくり、分別の徹底による減量化の推進、発生・排出抑制につながるライフスタイルの提案、環境意識の高揚
- ② 適正排出の徹底による減量化の推進、多量排出事業者に対する指導等の充実、業種・業態に応じた 3R 推進への支援、発生・排出抑制につながるビジネススタイルの提案、率先した市の取り組み
- ③ 飛灰等のリサイクル継続、主灰のリサイクル拡大、その他残渣等のリサイクル拡大
- ④ 再利用可能物の清掃センター搬入規制、環境産業との協働、ごみ処理手数料のあり方検討
- ⑤ 一般廃棄物会計基準によるコスト分析、長寿命化計画の策定・運用、経営マネジメントシステム手法の導入に向けた調査・研究

再構築

数値目標

指標名(H21実績)	H27年度	H32年度
総費用(46億5千万円)	△1割	△2割
1人1日あたりごみ量 (1,145g/人・日)	1,000g/人・日	900g/人・日
焼却ごみ量(118,607トン)	95,000トン	80,000トン
埋立処分量(15,254トン)	10,000トン	5,000トン
リサイクル率(16.6%)	24%	24%以上



見直し